

債権の放棄の報告について

次のように債権を放棄したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 水道料金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定に該当するため	19 件	209,207 円
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	903 件	6,251,926 円

(2) 放棄により利益を受けた者 本市の水道を使用していた者であって、水道料金を完納していないもの

(3) 放棄の時期 令和7年3月3日

(提出理由)

熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するものである。